
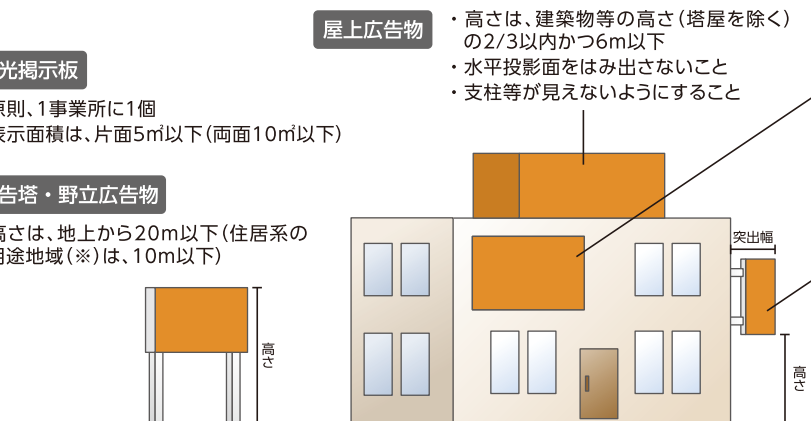


第5種地域 沿道商業ゾーン		方針 にぎわいや活気があると同時に、品格のあるまちなみを目指します
	対象地域 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や道路など市長が指定する区域 (国道8号、県道祇園八幡中山線、県道間田長浜線等の一部の区間) 	
適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内		

自家用広告物の基準



電光掲示板

- ・原則、1事業所に1個
- ・表示面積は、片面5㎡以下(両面10㎡以下)

屋上広告物

- ・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く)の2/3以内かつ6m以下
- ・水平投影面をはみ出さないこと
- ・支柱等が見えないようにすること

壁面広告物

- ・壁面面積100㎡以内の場合
壁面面積の1/2以内かつ20㎡以内
- ・壁面面積100㎡を超える場合
壁面面積の1/5以内
- ・壁面内で表示すること

突出広告物

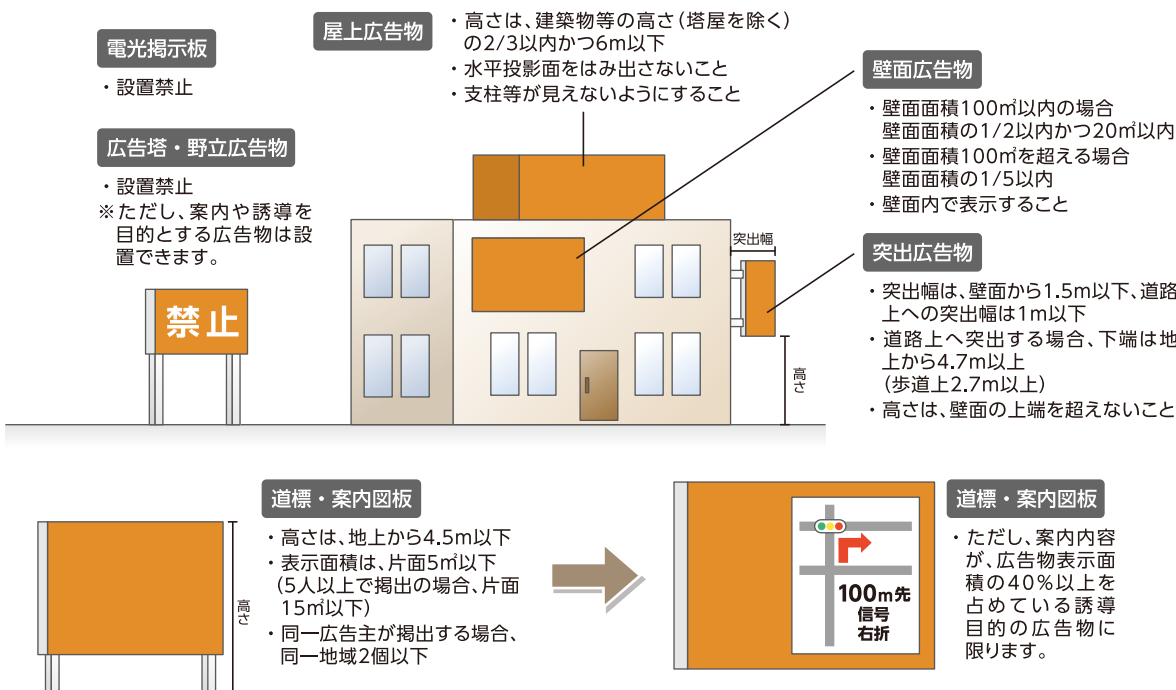
- ・突出幅は、壁面から1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)
- ・高さは、壁面の上端を超えないこと

広告塔・野立広告物

- ・高さは、地上から20m以下(住居系の用途地域(※)は、10m以下)

※住居系の用途地域とは、都市計画法による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域をいいます。

非自家用広告物の基準



電光掲示板

- ・設置禁止

屋上広告物

- ・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く)の2/3以内かつ6m以下
- ・水平投影面をはみ出さないこと
- ・支柱等が見えないようにすること

壁面広告物

- ・壁面面積100㎡以内の場合
壁面面積の1/2以内かつ20㎡以内
- ・壁面面積100㎡を超える場合
壁面面積の1/5以内
- ・壁面内で表示すること

突出広告物

- ・突出幅は、壁面から1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)
- ・高さは、壁面の上端を超えないこと

広告塔・野立広告物

- ・設置禁止
- ※ただし、案内や誘導を目的とする広告は設置できます。

道標・案内図板

- ・高さは、地上から4.5m以下
- ・表示面積は、片面5㎡以下(5人以上で掲出の場合、片面15㎡以下)
- ・同一広告主が掲出する場合、同一地域2個以下

道標・案内図板

- ・ただし、案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物に限ります。

※同一地域とは、100m×100mの区間をいいます。
 ※案内内容とは、地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示すものです。

色彩(一般基準)

広告物の色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。